

1. ぶどう栽培委託契約

- ・2018 年度事業報告にあるよう、本年も福島県下少雨・猛暑等の天候不良に見舞われたが、1～3号畑の育成は良好で合計1トン超を収穫できた。一方、昨年生育不良の4・5号畑は相変わらず生育が遅れかつ鳥害により収穫はできなかった。さらに状況が悪いのが新6・7号畑であり、定植不良、少雨、剪定不良等が重なり最も生育が遅れている。
- ・栽培体制については、一条悟氏の指導により長嶋隆仁氏、渡辺博仁氏に各々栽培、薬剤散布を委託したが栽培委託の長嶋氏より個人的な事情から年内にて契約辞退を受けた。
- ・改めて栽培体制を再構築する必要がある、以下のように対応策を考える。
 - 1) 長嶋氏に委託した栽培業務は約600時間である。その40%の240時間が誘引剪定であり、これについてはせんていし樹木医の資質を持つ渡辺氏と地元協力者に願います。＜参考：300時間45万円＞
 - 2) 次に多いのが草刈りの150時間で、新たに草刈り機をリースすることにより作業に大幅な効率化を図り、一条さん、渡辺さんをお願いする。一方、会員栽培体験作業にも取り入れる。＜参考：委託分120時間18万円＞
 - 3) ビニール掛け・撤去等の棚関連作業130時間は会員栽培体験作業とシルバー委託で行う。＜参考：シルバー委託分150時間15万円＞
 - 4) 残る巡回・追肥等の作業80時間は一条さんに委託する。＜参考：120時間18万円＞
 - 5) それ以外には土木工事、植樹収穫等に60時間を見込む。＜参考：60時間9万円＞
 - 6) 累計委託時間は約750時間、委託額は105万円である。
- ・対象とする畑が1号畑～7号畑に加え、8号・9号が加わり計9反（予定）となり、また、薬剤散布量が昨年の1.4倍程度になることから、委託人材の強化、委託料の見直しを行う。

（提案委託料）

- 1) 一条悟氏を栽培指導者、そのもとで栽培業務、薬剤散布委託を渡辺博仁氏として委託契約する。
- 2) 栽培委託内容は①日常の見回り管理 ②誘引・剪定・摘花・摘粒等の栽培業務 ③草刈り ④ビニール掛け・撤去 ⑤棚整備等
- 3) 一条氏との契約：（見回り、草刈り等）1,500円/時、及び指導料100,000円/年
- 4) 渡辺氏との契約：（栽培委託業務）1,500円/時+ガソリン代（25円/km）
（薬剤散布）27,000円/回（2018年度：25,000円）+ガソリン代（同）＜参考：10回27万円＞
- 5) 地元協力者との契約：一条氏に今後相談する

2. 補助金事業

- 1) 東邦銀行公益信託うつくしま基金助成（94万円）の採択により、醸造技術の習得とワイナリー建設の事例視察等として年6回のワイナリーツーリズム、3回程度のワイナリーツーリズムを実施する。
- 2) 農商工連携等の六次産業化補助金を活用し、また、協力者を得てワイン新商品開発等を進める。

3. 年間スケジュールの周知

- 1) 会員へ栽培体験参加と理事の現地活動促進のため年間スケジュールを周知する。

4. ライフスタイル協力金について

・各ワイナリーでは、ワイン完成前の大きな先行投資をワイン会員制度、苗木オーナー制度等として資金調達をする方策がとられている。これらは初期の数年に苗木等の資金を調達し、ネーミングライツを付与するとか、ワイン完成後にワインで還元する制度である。

・事例としては以下が挙げられる。

1) ヴィラデストガーデンファーム「ブドウの樹会員制度」一口 21,000 円（税込）還元率：約 100%

会員さまのネームプレートをつけたブドウの樹から収穫されたブドウを含めたワインを、2019～2022年の4年間にわたって毎年1本ずつお届けする制度。ご希望の会員は、草取りや剪定、収穫など、ブドウ畑での農作業に優先的にご参加いただけます。（HPより）

2) リュードヴァン「ワイン会員制度」一口 30,000 円 還元率：110%以上

ワイナリー経営の先行投資に活用する見返りに、110%還元（送料は別途ワイナリー負担）するまでワインを贈呈する。第1期会員を2019年2月終了。（HPより）

・NPO法人会津ワイナリー会は、設立趣意書のなかに「東日本大震災後の復興と、政府が掲げる「地方創生」の機運の中で、会津美里町を核として福島県のまちづくりと地域発展を図るため、（中略）このぶどうの優れた栽培環境を生かしてぶどう生産を拡大し、町にワイナリーを作り、全国、更には世

界ブランドのワインとして製造・販売して六次産業化を展開していくことを目指します。（中略）

これらの実践の為、地元住民と協力して、福島浜通りの復興支援に端を発した東京在住の有志の集まりが、新たな視点、発想を持ってワイナリーづくりでふくしまの地方創生、復興と、メンバーの新たなライフスタイル構築を支援していきます」とあるよう、会員の英知を活用することにより、福島の地方創生と会員の（65歳以降の新たな）ライフスタイル構築を並行して進めることを目指している。

・この趣旨に則り、設定されたものが「ライフスタイル協力金」である。すなわち、この趣旨に協賛いただける会員の方に協力金を求めるものである。

・これは寄付金の一種と考えており、返済するものではないが、ともに知恵を出し汗をかいた成果を共有するため、出来上がった果実（ワイン）をもって協力金の50%分を還元するインセンティブも有す。

・最終的な目標は総額3,000万円と考えている。

・今年10万円6口の試行に際し、理事の中からネーミングライツ名義付与への協力もお願いしたい。

5. 2019年1月～3月の経過報告

1) 借用圃場の利用権設定手続きの変更

1月18日（金）2号～7号各畑の利用権借受人を一条悟氏に変更する手続きを、貸付人計4名の押印をもって農業委員会に申請し、2月21日の委員会で承認された。

2) 8.9号の利用権設定申請

2月24日（日）現1号畑北側の、斎藤孝一氏圃場2反を借受人を一条悟氏として借り受けるための書類を整え、後日農業委員会に提出する。

3) うつくしま基金採択

2月23日（土）2019年度94万円の申請書類審査合格を受け、福島市で公開審査に臨み採択された。

4) 2018 シャルドネ寄付金

1020本の瓶詰め完了を受け2月1日より募集開始し2月24日をもって満了した。寄付総額219万円

以上